

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目13番5号
株 式 会 社 R V H
代表取締役社長 和 田 佑 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年4月10日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年4月13日（月曜日）午前10時（開場：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1-4
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー4階
紀尾井カンファレンスセミナールームA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

議 案 子会社の株式譲渡契約承認の件

以 上

本臨時株主総会では、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://rvh.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議 案 子会社の株式譲渡契約承認の件

当社は、2020年2月26日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社ミュゼプラチナム（以下、「MP社」という。）及び株式会社不二ビューティ（以下、「FB社」という。）の全株式を、株式会社G.Pホールディング（以下、「G.Pホールディング」という。）に譲渡（以下、「本件株式譲渡」という。）することを決議し、G.Pホールディングとの間で、同日付で別紙添付の株式譲渡契約を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2（事業譲渡の承認等）に従い、株主の皆様の本株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

1. 株式譲渡の理由

当社は、これまで新規事業領域への進出および既存事業の拡大を通じた持続的な事業拡大及び企業価値向上のため、2016年1月4日付にてMP社を、2017年2月22日付にてFB社を完全子会社化し、美容脱毛サロンの運営、自社化粧品企画開発・販売、エステティックサロン運営等の事業を推進してまいりました。

MP社及びFB社の属する美容エステティック市場では、競争の激化や深刻な人材不足が続いており、MP社においては物品販売の強化や広告宣伝投資の効率化によるコスト削減、FB社においては戦略的店舗統廃合による1店舗当たりの生産性の維持向上施策、MP社・FB社間での相互送客の実施による両社のブランド競争力の強化施策等を実施することで、利益ベースでの業績の改善及び拡大に向けた取り組みを推進し、一定の成果を上げてまいりましたが、外部環境要因に左右されづらい強固な事業基盤を構築し、中長期的に安定した収益を確保するためには、今後もブランディング強化・マーケティングに係る継続的な広告投資や特殊要因発生時の一時的運転資金等、一定量の資金確保が必要不可欠であると判断しております。

また、当第3四半期連結会計期間においては、上記の市場環境に加え、消費税増税の反動や台風による店舗の一時休業等が発生した影響により、売上高及び契約獲得は一時的に鈍化傾向で推移しており、これら特殊要因に対応するための一時的な運転資金確保のため、各子会社において資金の外部借入を行っております。

このような状況のもと、当社といたしましては、美容エステティック業における中長期的な成長性に一定の期待感はあるものの、現状として当社グループの経営資源が限定されていることを考慮し、より限定した事業分野に対する経営資源の集中投下や、当該分野又はその周辺領域への機動的なM&Aを推進することで、当社の中長期的な企業価値の向上を目指す方針へ転換することとし、MP社及びFB社の全株式譲渡について検討を進めてまいりました。

上記の株式譲渡検討の過程において、FB社の元親会社であるG.Pホールディングより株式譲受の提案があり、MP社及びFB社においても、MP社及びFB社が独立体制となり、新たな資本の下で機動的な経営体制により事業を推進していくことが、両社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、G.Pホールディングに対してMP社及びFB社の全株式を譲渡することといたしました。なお、2020年3月期第3四半期累計期間におけるMP社業績は売上高30,485百万円、営業利益1,020百万円、当期純損失300百万円、同FB社業績は売上高7,364百万円、営業損失12百万円、当期純利益16百万円であり、当社グループは、MP社及びFB社の譲渡により来期において大幅な連結売上高の減少が見込まれますが、当社は今後もレディスサービス、アパレル、システム開発、人材派遣、WEBマーケティング等既存の各事業基盤に係る企画力・開発力の強化、新たな販路及び顧客の開拓に対する経営資源の集中投下や外部企業とのアライアンス、周辺領域へのM&A等に投資を行うことにより、安定した収益力の確保と企業価値の向上に努める方針です。

2. 株式を譲渡する子会社の概要

(1) MP社

① 名称	株式会社ミュゼプラチナム		
② 所在地	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号恵比寿プライムスクエア		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 和田佑一		
④ 事業内容	美容脱毛事業、コスメ事業		
⑤ 資本金	1,000万円		
⑥ 設立年月日	2012年12月		
⑦ 大株主及び持分比率	株式会社RVH 100%		
⑧ 当事者間の関係等	資本関係	当社は、当該会社の全株式（100％）を所有しております。	
	人的関係	当社役員2名が当該会社の役員を兼任しております。	
	取引関係	当社は、当該会社との間で、経営指導料の徴収、資金貸付等の取引を行っております。	
⑨ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	(百万円)		
決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
純資産	1,883	2,154	140
総資産	32,915	42,329	46,599
1株当たり純資産(円)	11,769,083.88	10,771,546.11	701,547.42
売上高	33,370	36,594	39,357
営業利益	2,341	1,318	△652
経常利益	2,486	1,456	△727
当期純利益	748	469	△2,014
1株当たり当期純利益(円)	4,675,880.23	2,907,052.42	△10,070,001.69
1株当たり配当金(円)	—	1,000,000	—

(2) FB社

① 名称	株式会社不二ビューティ		
② 所在地	東京都港区南青山二丁目12番12号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 高野友梨		
④ 事業内容	エステティック事業		
⑤ 資本金	9,500万円		
⑥ 設立年月日	1979年11月		
⑦ 大株主及び持分比率	株式会社RVH 100%		
⑧ 当事者間の関係等	資本関係	当社は、当該会社の全株式（100%）を所有しております。	
	人的関係	当社役員1名が当該会社の役員を兼任しております。	
	取引関係	当社は、当該会社との間で、経営指導料の徴収、資金貸付及び借入等の取引を行っております。	
⑨ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	(百万円)		
決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
純資産	51	98	163
総資産	24,017	22,482	20,957
1株当たり純資産(円)	271.09	517.72	860.29
売上高	5,505	11,207	10,450
営業利益	△304	△110	△207
経常利益	△144	25	△81
当期純利益	△77	53	65
1株当たり当期純利益(円)	△409.99	282.32	345.37
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 2017年3月期は、決算期変更により2016年10月1日から2017年3月31日までの6ヶ月間の変則決算となっております。

3. 株式譲渡先の相手の概要

① 名称	株式会社G.Pホールディング	
② 所在地	東京都新宿区百人町一丁目11番25号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 高野友梨	
④ 事業内容	子会社の支配・管理	
⑤ 資本金	1,000万円	
⑥ 設立年月日	2005年9月	
⑦ 大株主及び持分比率	高野友梨 52%	
⑧ 上場会社と当該会社の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当該会社の大株主及び代表取締役は、FB社の代表取締役会長を兼任しております。
	取引関係	当該会社は、MP社及びFB社との間で資金貸付の取引を行っております。

4. 株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりであります。

株式譲渡契約書（写）

株式会社RVH（以下「売主」という。）及び株式会社G.Pホールディング（以下「買主」という。）は、株式会社不二ビューティ（以下「F社」という。）及び株式会社ミュゼプラチナム（以下「M社」といい、F社及びM社を個別に又は総称して「対象会社」という。）の発行に係る全ての株式の売主から買主への譲渡に関し、2020年2月26日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり合意し、本株式譲渡契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （目的）

本契約は、買主が、売主から、エステティック事業を行っているF社及び美容脱毛事業を行っているM社の発行済株式の全てを譲り受けることにより、買主が両事業を自社の傘下で独立して運営することを目的とする。

第2条 （本件株式譲渡）

本契約の規定に従い、2020年4月13日（売主及び買主が別途合意した場合は当該合意の日とし、以下「クロージング日」という。）において、売主は、売主が保有するF社の発行済株式190,000株（以下「本件F社株式」という。）及びM社の発行済株式200株（以下「本件M社株式」といい、本件F社株式及び本件M社株式を個別に又は総称して「本件株式」という。）を譲り渡し、買主は、売主から、本件株式を譲り受ける（以下「本件株式譲渡」という。）。

第3条 （本件譲渡価額）

1. 本件F社株式の譲渡価額（以下「本件F社株式譲渡価額」という。）は、金5,730,917,920円とする。
2. 本件M社株式の譲渡価額（以下「本件M社株式譲渡価額」という。）は、金2,123,314,645円とする。

第4条 （クロージング）

1. 本件株式譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、クロージング日に、売主及び買主が別途合意した時間及び場所において、次項以下の規定に従い行うものとする。
2. 売主は、クロージング日において、クロージングとして、次項に規定する買主の義務の履行と引換えに、以下の行為を行う。
 - (1) 売主は、本件F社株式の買主に対する譲渡に係る株主名簿名義書換請求書（売主による記名押印済みのもの）及び本件M社株式の買主に対する譲渡に係る株主名簿名義書換請求書（売主による記名押印済みのもの）を買主に対して交付する。
 - (2) 売主は、買主に対し、次項第1号に基づく (i) F社の買主に対するF社債権（第6条第8項において定義する。以下同じ。）の譲渡及び (ii)

- M社の買主に対するM社債権（第6条第8項において定義する。以下同じ。）の譲渡について異議なく承諾する旨を記載した書面を交付する。
3. 買主は、クロージング日において、クロージングとして、前項に規定する売主の義務の履行と引換えに、以下の行為を行う。
 - (1) 買主は、(i) F社からF社債権を、(ii) M社からM社債権をそれぞれ譲り受ける。
 - (2) 買主は、F社の子会社である株式会社エカテリーナ（以下「エカテリーナ」という。）の売主に対するエカテリーナ債務（第6条第8項において定義する。以下同じ。）を免責的に引き受ける。なお、売主は、かかる免責的債務引受けを本契約をもって承諾する。
 - (3) 買主は、売主に対して、本件M社株式譲渡価額のうち金2,000,000,000円（以下「クロージング時支払M社株式譲渡価額」という。）を売主の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は買主の負担とする。
 4. 前項第1号の譲受けにより買主が取得したF社債権及びM社債権と、買主が売主に対して負担する (i) 本件F社株式譲渡価額、(ii) 本件M社株式譲渡価額からクロージング時支払M社株式譲渡価額を控除した残額の支払債務及び (iii) 前項第2号の免責的債務引受けに基づき買主に移転したエカテリーナ債務は、前二項の売主及び買主の各義務の履行行為の全てが完了した時点で対当額にて相殺されるものとする。
 5. 本件株式は、本条第2項及び第3項の売主及び買主の各義務の履行行為の全てが完了した時点で売主から買主に移転する。

第5条 （クロージングの前提条件）

1. 売主の義務の前提条件

売主は、クロージング日において、以下各号の条件が全て充足されていることを前提条件として、第4条第2項に定める売主の義務を履行する。なお、売主は、クロージング日においてかかる条件の全部又は一部が充足されていない場合、その任意の裁量により、かかる事由の全部又は一部を放棄して、同項に定める売主の義務を履行することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する買主の表明及び保証に違反がないこと。
- (2) 買主に、本契約に基づきクロージング日までに履行又は遵守すべき買主の義務につき、不履行又は違反がないこと。
- (3) 本件株式譲渡につき、売主において、会社法第467条第1項第2号及び同号の2並びに同法第309条第2項第11号に基づく株主総会特別決議による承認が行われていること。

2. 買主の義務の前提条件

買主は、クロージング日において、以下の各号の条件が全て充足されていることを条件として、第4条第3項に定める買主の義務を履行する。なお、買主は、クロージング日においてかかる条件の全部又は一部が充足されていない場合、その任意の裁量により、かかる事由の全部又は一部を放棄して、同項に定める買主の義務を履行することができる。

- (1) 第8条第1項に規定する売主の表明及び保証に違反がないこと。

- (2) 売主に、本契約に基づきクロージング日までに履行又は遵守すべき売主の義務につき、不履行又は違反がないこと。
- (3) 本件株式譲渡につき、売主において、会社法第467条第1項第2号及び同号の2並びに同法第309条第2項第11号に基づく株主総会特別決議による承認が行われていること。
- (4) 対象会社並びにその子会社及び関連会社（以下「対象会社グループ」と総称する。）若しくはその事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、将来の収益計画又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由が発生又は判明しておらず、かつ、将来においてそのような事由が発生又は判明することが合理的に予想できる事情も生じていないこと。

第6条 （売主の誓約事項）

1. 売主は、第5条第2項各号に規定する前提条件が充足されるよう最大限努力する。
2. 売主は、クロージング日の前日までに、別途買主が指定する対象会社グループの役員をして、クロージング日付で対象会社グループの役員を辞任する旨の辞任届を対象会社グループに対して提出させる。
3. 売主は、クロージング日の前日までに、対象会社の定款の定めに基づく株式譲渡の譲渡承認機関をして、本件株式譲渡を承認させるものとし、その他、対象会社グループをして、売主及び買主による本契約の締結並びにそれに基づく義務の履行に関し会社法その他の法令及び対象会社グループの社内規則上必要となる手続を全て履行させるものとする。
4. 売主は、クロージング日の前日までに、対象会社グループをして、別途売主及び買主が合意により指定する対象会社グループの契約相手方から、本件株式譲渡又は本件株式譲渡に付随して予定されている行為に関し、別途売主及び買主が合意する内容及び方式の承諾を取得させる。
5. 売主は、クロージング日の前日までに、対象会社グループをして、別途売主及び買主が合意により指定する対象会社グループの契約相手方に対し、本件株式譲渡又は本件株式譲渡に付随して予定されている行為に関し、別途売主及び買主が合意する内容及び方式の通知を行わせる。
6. 売主は、本契約の締結から本件株式譲渡の実行まで、本件株式の全部又は一部につき、譲渡、担保設定等の処分その他本件株式譲渡後における買主による完全な所有権を阻害する一切の行為をしないものとする。
7. 売主は、本件株式譲渡の実行のために法令上必要とされる届出、許可、報告その他の手続がある場合、法令上必要とされる期限までに必要な事項を履践するものとする。
8. (i) 売主は、クロージング日において、クロージングの前に、別紙「債権債務目録」の第1項に記載の売主のF社に対する債権及び売主のF社に対する債務を、F社と合意の上、対当額において相殺するものとする（本契約において、当該相殺後に残存するF社の売主に対する債権を「F社債権」という。）。また、(ii) 売主は、クロージング日において、クロージングの前に、別紙「債権債務目録」の第2項に記載の売主のM社に対する債権及び売主のM社

に対する債務を、M社と合意の上、対当額において相殺するものとする（本契約において、当該相殺後に残存するM社の売主に対する債権を「M社債権」という。）。さらに、(iii) 売主は、クロージング日において、クロージングの前に、別紙「債権債務目録」の第3項に記載の売主のエカテリーナに対する債権及びエカテリーナの売主に対する債務を、エカテリーナと合意の上、対当額において相殺するものとする（本契約において、当該相殺後に残存するエカテリーナの売主に対する債務を「エカテリーナ債務」という。）。

9. (i) 売主は、クロージングの前日までに、F社において、第4条第3項第1号に定めるF社債権の買主への譲渡を承諾する取締役会決議を行わせるとともに、F社の代表者をして当該債権譲渡を承諾する旨の意思表示を行わせるものとする。また、(ii) 売主は、クロージングの前日までに、M社において、第4条第3項第1号に定めるM社債権の買主への譲渡を承諾する取締役会決議を行わせるとともに、M社の代表者をして当該債権譲渡を承諾する旨の意思表示を行わせるものとする。
10. 売主は、本締結日からクロージングまでの間、対象会社グループをして、善良な管理者の注意をもってその事業の運営及び資産の管理を行わせるものとし、かつ、本契約に別段の定めがある場合又は買主が事前に書面により承諾した場合を除き、対象会社グループをして、本締結日以前における対象会社グループの業務及び運営と実質的に同様の態様かつ通常の業務の範囲内でのみ、その事業を行わせるものとし、対象会社グループに重大な影響を与える行為を行わせないものとする。

第7条 （買主の誓約事項）

買主は、本件株式譲渡の実行のために法令上必要とされる届出、許可、報告その他の手続がある場合、法令上必要とされる期限までに必要な事項を履践するものとする。

第8条 （表明及び保証）

1. 売主は、買主に対し、本締結日及びクロージング日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 売主は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、それに基づいて義務を履行するために必要な権限及び能力を有していること。売主は、本契約の締結又はその履行に必要とされる官公庁その他の第三者の許認可、承諾、同意の取得、届出の実施その他の法的手続を履践していること（届出等に係る不作為期間が設けられている場合には、当該期間の経過を含む。）。
 - (2) 売主は、本件株式を全て適正な手続に基づき真正に所有しており、本件株式全てにつき、実質上かつ株主名簿上の株主であること。対象会社は、本件株式以外には、株式及び新株予約権、新株予約権付社債その他対象会社の株式への転換、対象会社の株式との交換若しくは対象会社の株式の取得が可能な証券又はこれらに類する権利（以下、総称して「潜在株式」という。）を発行又は付与しておらず、新たに株式又は潜在株式を発行又は付与する旨のいかなる決議も行っていないこと。

対象会社に株式若しくは潜在株式の発行若しくは付与を要求する権利又はこれを義務付ける契約等は存在しておらず、対象会社に対象会社の発行済株式若しくは潜在株式の全部若しくは一部の取得若しくは消却を要求する権利又はこれを義務付ける契約等も存在しないこと。

- (3) 本件株式について、第三者の所有権、質権、留置権、譲渡担保権その他のいかなる担保権、請求権、オプション、担保権類似の権利、売買契約、売買予約その他の負担ないし制限も存在しないこと。
 - (4) 売主は、その保有する本件株式に関連して第三者から何らの請求及び主張も受けておらず、紛争も生じておらず、かつ、それらのおそれもないこと。
 - (5) 売主と第三者との間で、買主の株主としての権利（議決権の行使を含むが、それに限られない。）に関する契約は一切存在しないこと。
 - (6) 本契約は、売主により適法かつ有効に締結されており、各当事者により締結された時点で、売主の有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、かかる義務が本契約の各条項に従って執行可能であること。
 - (7) 売主は、本契約の締結並びにそれに基づく義務の履行について、会社法その他の法令及び売主の社内規則上必要となる手続を全て履行していること。
 - (8) 売主による本契約の締結又はその履行は、法令に違反するものではなく、かつ、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び自主規制機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導その他の判断（以下「司法・行政機関の判断等」という。）に違反するものでもないこと。
2. 買主は、売主に対し、本締結日及びクロー징日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。
- (1) 買主は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、それに基づいて義務を履行するために必要な権限及び能力を有していること。買主は、本契約の締結又はその履行に必要とされる官公庁その他の第三者の許認可、承諾、同意の取得、届出の実施その他の法的手続を履践していること（届出等に係る不作為期間が設けられている場合には、当該期間の経過を含む。）。
 - (2) 本契約は、買主により適法かつ有効に締結されており、各当事者により締結された時点で、買主の有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、かかる義務が本契約の各条項に従って執行可能であること。
 - (3) 買主は、本契約の締結並びにそれに基づく義務の履行について、会社法その他の法令及び買主の社内規則上必要となる手続を全て履行していること。
 - (4) 買主による本契約の締結又はその履行は、法令に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関の判断等に違反するものでもないこと。

第9条 （補償条項）

売主及び買主は、本契約に基づく売主若しくは買主の義務又は前条に基づく表明及び保証事項の違反に起因又は関連して相手方が損害、損失及び費用

(第三者からの請求の結果として生じるものか否かを問わない。また、逸失利益及び合理的範囲における弁護士費用も含む。以下「損害等」という。)を被った場合、かかる損害等について、相手方にこれを賠償又は補償するものとする。

第10条 (解除)

1. 売主又は買主は、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合には、クローリング前に限り、相手方に対して書面により通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方当事者につき、本契約に定める義務の重大な不履行又は違反があった場合
 - (2) 売主又は買主につき、支払の停止若しくは手形交換所の取引停止、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づくものを含む。）若しくは私的整理手続（事業再生ADRを含む。以下同じ。）の開始の申立てがなされた場合
 - (3) クローリング日後1か月以内にクローリングが行われなかった場合（ただし、自己の責めに帰すべき事由によりクローリングが行われない場合を除く。）
2. 買主は、対象会社の事業に関連する法人（以下「事業関連法人」という。）の資本関係の再編の状況その他の事情に鑑み、本契約の目的を達成することが困難であると合理的に判断した場合には、クローリング前に限り、相手方に対して書面により通知することにより、本契約を解除することができる。
3. 本契約の解除は、本条に従ってのみ可能であり、いずれの当事者も、本条に基づく場合を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、本契約を解除することはできないものとする。

第11条 (秘密保持)

1. 売主又は買主は、クローリング日後1年を経過する日までの間、相手方当事者の事前の書面による承諾を得ない限り、(i) 本契約の締結及び履行に関連して相手方当事者から得た一切の情報（文書、電子メール、電子記録媒体、その他の形態を問わず、また、当初提供された情報を複写、複製、編集、加工、又は改変等して得られた情報を含むがこれに限られない。）、(ii) 本契約の内容及び (iii) 本契約の交渉の経緯に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、第三者に対して公表、開示若しくは漏洩してはならず、また、本契約の目的以外のためにこれを使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、売主又は買主は、法令等又は司法・行政機関等の判断等により秘密情報の開示を義務付けられ又は要請される場合は、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、本項に基づき公表又は開示を行う場合には、当該開示を義務付けられ又は要請される当事者は、相手方当事者に対して公表又は開示の内容を事前に（ただし、事前に行うことが法令等により制限される場合には事後可能な限り速やかに）書面により

通知する。

3. 第1項及び第5項に基づく秘密保持義務は、以下の各号に規定する情報については適用されない。
 - (1) 当該情報を受領した時点で既に公知であった情報
 - (2) 当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 当該情報を受領した時点より以前から受領当事者が正当に保有していた情報
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 相手方当事者からの情報に基づかず受領当事者が独自に開発した情報
4. 第1項の規定にかかわらず、売主及び買主は、本契約の履行又は本契約において企図される取引の実行に必要な範囲で、自己の役員及び委任する弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の外部専門家に対して、これらの者が本条と同等の秘密保持義務を法律上又は契約上負うことを条件として、秘密情報を開示することができる。ただし、これらの者が当該秘密保持義務に違反した場合には、売主又は買主に違反があったものとみなす。
5. 売主及び買主は、相手方から要求があった場合には、秘密情報及びその複製物を相手方の指示に従い直ちに返還又は破棄するものとする。ただし、当該要求を受けた売主又は買主が、本契約に基づく自己の権利を行使するために秘密情報及びその複製物が必要であるときは、当該権利の行使に合理的に必要な範囲及び期間に限り、当該秘密情報及びその複製物について返還又は破棄の義務を負わない。
6. 前各項の規定にかかわらず、本契約によって企図された取引に関するプレスリリースその他の公表については、当事者間でその時期・内容・態様等について十分に協議するものとし、売主又は買主が法令又は証券取引所規則に基づいて開示を義務付けられる場合を除き、いずれの当事者も相手方当事者の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。
7. 前各項に基づく買主の義務は、クロージング後は、対象会社グループに係る情報については適用されない。また、売主は、クロージング後は、売主が法令又は証券取引所規則に基づいて開示を義務付けられる場合を除き、対象会社グループに係る情報を第三者に対して公表、開示又は漏洩してはならないものとする。

第12条 （譲渡等の禁止）

売主及び買主は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約若しくは本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡、移転、担保権の設定その他の方法により処分してはならず、また承継させてはならない。

第13条 （費用）

売主及び買主は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約及び本契約において企図される取引の交渉、準備、締結、実行に関連して自らに生じ、

又は自らのために支出された全ての費用（各当事者の弁護士、会計士、フィナンシャル・アドバイザーその他の代理人やアドバイザーの費用を含む。）を各々負担するものとする。

第14条 （反社会的勢力の排除）

1. 売主及び買主は、それぞれ相手方に対し、本締結日及びクローズング日において、自ら及び自らの役員が反社会的勢力に該当しないことを表明し保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 売主及び買主は、本締結日以降、自ら又は第三者を利用して、それぞれ相手方に対し、反社会的行為を行ってはならない。
3. 売主及び買主は、第1項の表明及び保証が事実と反していた場合若しくは同項の確約に違反した場合又は第2項に違反した場合には、相手方に対し、これにより被った一切の損害を賠償しなければならないものとする。
4. 第1項の「反社会的勢力」とは次の各号の掲げる者のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う虞があるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
 - (5) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (6) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (7) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜うして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (8) 特殊知能暴力集団等（上記第1号から第7号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (9) その他第1号から第8号までに準じる者
 - (10) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (11) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

- (12) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (13) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (14) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (15) その他第1号から第14号までに準ずる者
5. 第2項の「反社会的行為」とは、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為をいう。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (5) その他第1号から第4号までに準ずる行為

第15条 (本契約の変更)

本契約のいかなる規定の修正又は変更も、売主又は買主の権限ある代表者が署名又は記名押印した書面によってなされるのでなければ、その効力を有しない。本契約のいかなる規定又はそれに基づく権利若しくは義務の放棄又は免除も、売主又は買主の権限ある代表者が記名押印又は署名した書面によってなされるのでなければ、その効力を有しない。

第16条 (分離可能性)

本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けないものとする。

第17条 (準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈される。

第18条 (専属的合意管轄)

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (誠実協議)

売主及び買主は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上解決するものとする。

(以下余白)

本契約成立の証として、本契約書2通を作成の上、売主及び買主がそれぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年2月26日

売主 東京都港区赤坂二丁目13番5号
株式会社RVH
代表取締役 和田 佑一 ㊞

買主 東京都新宿区百人町一丁目11番25号
株式会社G.Pホールディング
代表取締役 高野 友梨 ㊞

別紙

債権債務目録

1. F社債権

(1) 売主のF社に対する債権

- ① 未収入金（2020年3月31日までに発生するもの）：48,200,000円
- ② 短期貸付金（2020年1月31日までに発生したもの）：263,591,954円

(2) 売主のF社に対する債務

- ① 短期借入金（2020年1月31日までに発生したもの）：5,901,200,000円
- ② 未払金（2020年3月31日までに発生するもの）：141,786,182円

2. M社債権

(1) 売主のM社に対する債権

- ① 貸付金（2020年1月31日までに発生したもの）：140,000,000円
- ② 未収収益（2020年1月31日までに発生したもの）：1,089,465円
- ③ 未収入金（2020年1月31日までに発生したもの）：4,868,886円

(2) 売主のM社に対する債務

- ① 未払金（2020年2月20日までに発生したもの）：109,272,996円
- ② 長期借入金（2020年2月20日までに発生したもの）：160,000,000円

3. エカテリーナ債務

(1) 売主のエカテリーナに対する債権

- ① 未収入金（2020年1月31日までに発生したもの）：292,608円

(2) 売主のエカテリーナに対する債務

- ① 未払金（2020年1月31日までに発生したもの）：16,300円

5. 株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、4. 株式譲渡契約の内容の概要に記載の株式譲渡契約（写）第3条（本件譲渡価額）に定めた譲渡価格で譲渡いたします。

本件株式譲渡における譲渡価額の決定に際しては、当社及びMP社、FB社並びにG.Pホールディングと利害関係のない第三者機関である銕川公認会計士事務所（所在地：東京都渋谷区、代表者：銕川陽介）に株価算定を依頼いたしました。銕川公認会計士事務所は当該算定にあたってDCF方式を採用し、その結果、MP社の株式価値算定価額は1,924百万円～2,108百万円、FB社の株式価値算定価額は5,715百万円～5,838百万円となりました。

当社は、当該算定結果及びMP社及びFB社の事業、当社グループの財務状況並びに今後の見通しを勘案の上、G.Pホールディングとの間で慎重に交渉を重ねた結果、本件株式譲渡価格にて合意に至っており、本件株式譲渡対価は相当であると判断しております。

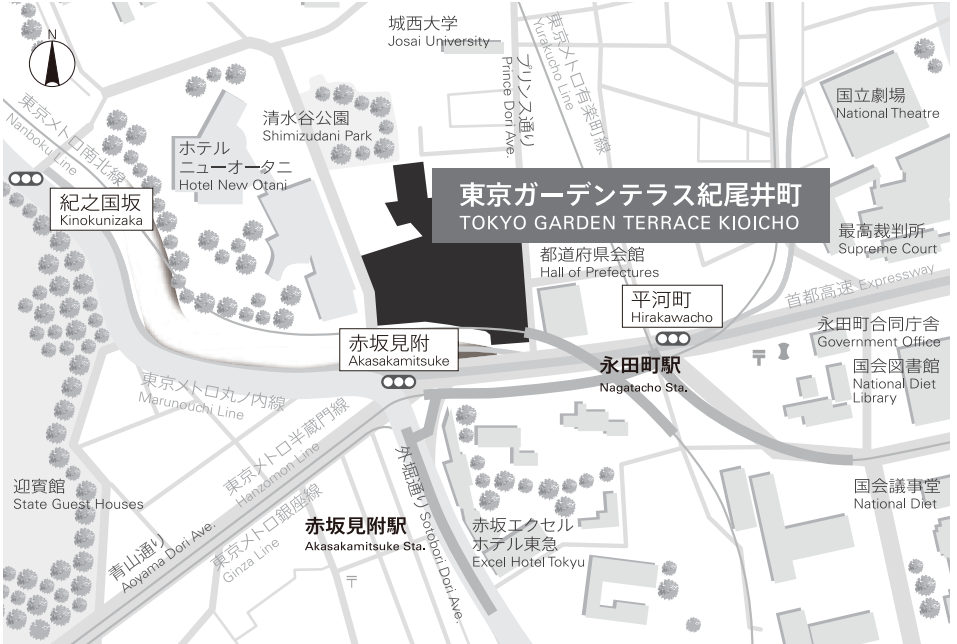
以 上

株主総会会場のご案内

会場

紀尾井カンファレンスセミナールームA

東京都千代田区紀尾井町1-4 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー4階



交通のご案内

最寄駅からのアクセス方法については、スマートフォンでQRコードを読み取りください。
※お車での来場はご遠慮いただき、公共交通機関にてご来場ください。

東京メトロ

有楽町線

半蔵門線

南北線

「永田町」駅 9a出口 直結

東京メトロ

銀座線

丸の内線

「赤坂見附」駅 D出口 徒歩1分



当日のお土産について

本臨時株主総会では、お土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。